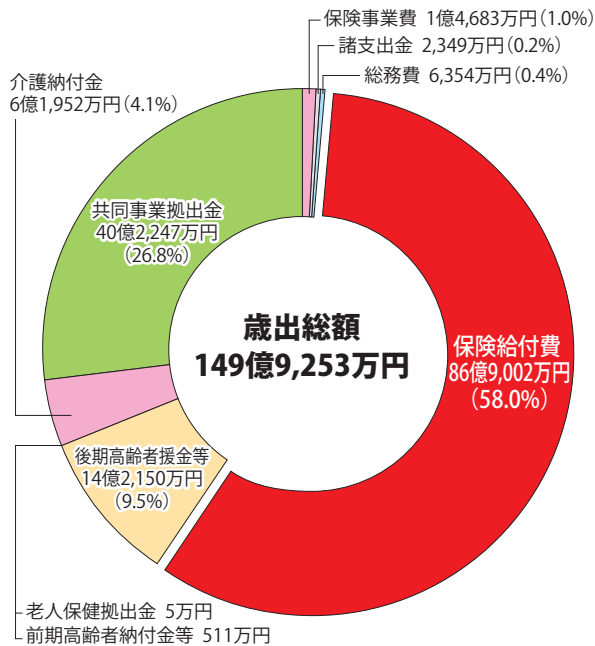


平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

～誰もが安心して医療を受けられるように～

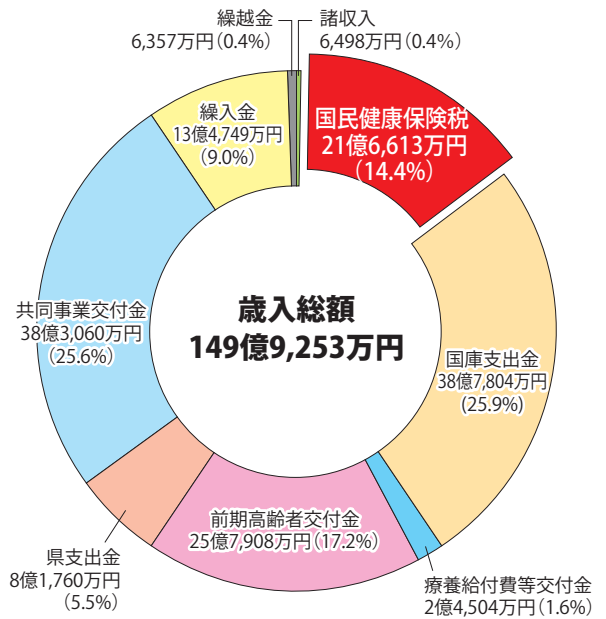


問 市健康保険課（1階⑥番窓口） ☎ 0994-31-1162



高齢化に伴い、医療費は年々増加傾向。国民健康保険税が歳入の約15%に過ぎない一方で、保険給付費は、歳出全体の約60%を占めます。国民健康保険制度の財政健全化は喫緊の課題です。

平成29年度鹿屋市国民健康保険事業 特別会計予算



国民健康保険財政は、様々な財源によって運営されています。円グラフを見ると、国民健康保険税は、歳入のわずか約15%しかありません。

制度改正の背景



国民健康保険制度は、日本の皆保険の基盤となる仕組みですが、全国的に以下のような課題を抱えています。

- 被保険者の平均年齢が高く、医療費水準が高い
- 世帯当たりの保険料額の所得額に占める割合が高い
- 財政運営が不安定になるリスクが高い

70歳以上の高齢者は、この10年で1.3倍になり、これに伴い、国民医療費も同じく1.3倍になりました。団塊の世代が全員75歳以上になる2025年には、国民医療費の総額が61.8兆円になる見込みです。

今回の制度改正も、国民皆保険を将来に渡って守り続けるために行われるのです。

県と市町村が共同で運営

平成30年4月から国民健康保険の財政運営が各市町村から都道府県単位となります。都道府県が財政運営の責任主体となることで、運営の合理化、効率化、安定化が図られます。

なお、保険税の賦課・徴収や保健事業などの市民に身近な業務は市町村がこれまでどおり担っています。

主な変更点

○保険証（被保険者証）について
今お持ちの保険証をそのまま使えますが、平成30年度の一斉更新から新しく発行する保険証

は「鹿児島県国民健康保険被保険者証」と表記される予定です。
○療養費・高額療養費について
手続きに変更はありませんが、高額療養費の通算方法が変わります。県内の住所異動の場合、過去12か月以内の支給回数に引き継がれます。転居前の支給も通算して多数回該当の回数に含められ、該当者の負担が軽減されることになります。

※納税通知書（納付書）については、平成30年度もこれまで通り市が発行し、保険税の納付方法にも変更はありません。なお、改正前に発行した納付書も、そのまま使用できます。